



日本獣医師会・獣医師会活動指針

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

- 1 地球課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方(One World-One Health)が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い-95年宣言」が規定する専門職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

「One World-One Health」とは

動物と人及びそれを取り巻く環境(生態系)は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。
2004年に野生動物保全協会(WCS)が提唱した。また、国際獣疫事務局(OIE)は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

社団法人日本獣医師会 平成22年度第1回理事会決定(2010年5月)、第67回通常総会採択(2010年6月)

野生動物対策検討委員会委員名簿

- [委員長]
鈴木正嗣 岐阜大学応用生物科学部教授
- [副委員長]
山口剛士 鳥取大学農学部教授
- [委員]
赤木智香子 ラプター・フォレスト代表者
小泉透 国立研究開発法人 森林総合研究所研究コーディネータ
進藤順治 北里大学獣医学部教授
須藤明子 株式会社 イーグレット・オフィス専務取締役
武田忠義 北海道日高振興局保健環境部環境生活課長
福井大祐 特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所
調査研究部研究員(2016.10～岩手大学農学部准教授)
森光由樹 兵庫県立大学環境人間学部准教授

野生動物救護対策の在り方検討小委員会委員名簿

- [委員長]
赤木智香子 ラプター・フォレスト代表者
- [小委員会専任委員]
黒澤信道 北海道ひがし農業共済組合副参事
戸田昭博 愛知県獣医師会(品野ペットクリニック院長)
葉山久世 かながわ野生動物サポートネットワーク代表
前田敬生 岐阜県獣医師会(前田動物病院院長)
- [野生動物対策検討委員会委員との兼任委員]
小泉透 国立研究開発法人 森林総合研究所研究コーディネータ
福井大祐 特定非営利活動法人 EnVision 環境保全事務所
調査研究部研究員(2016.10～岩手大学農学部准教授)

日本獣医師会野生動物対策検討委員会
保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方<報告書(要約)>
～これからの野生動物対策の発展に向けて～

平成28年6月30日

野生動物対策検討委員会 委員長 鈴木正嗣
野生動物救護対策の在り方検討委員会 委員長 赤木智香子
職域総会会長(日本獣医師会専務理事) 境政人

発行:公益社団法人 日本獣医師会
〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階
TEL.03-3475-1601

日本獣医師会野生動物対策検討委員会

保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方

報告書(要約)

～これからの野生動物対策の発展に向けて～



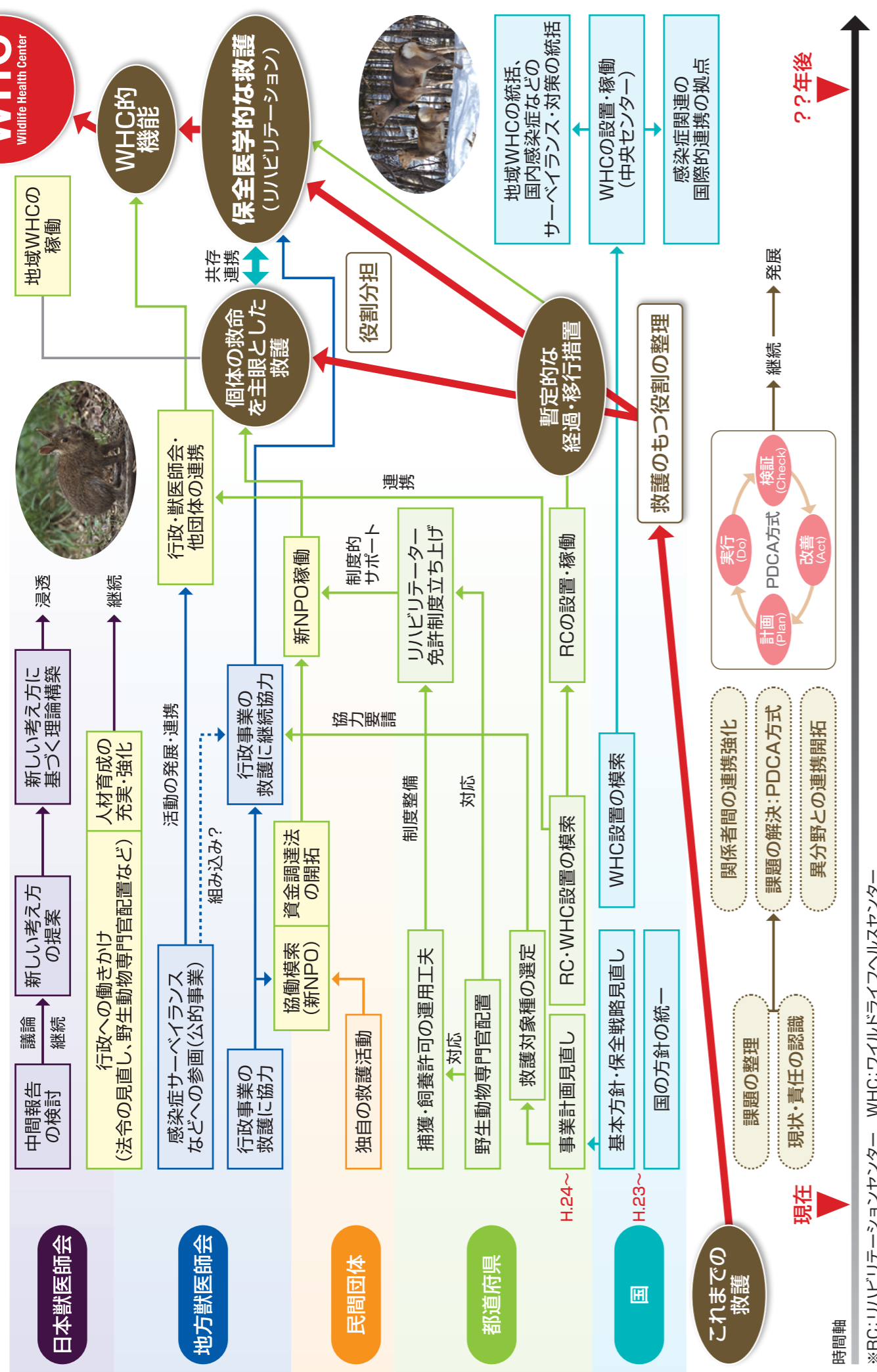
平成28年6月



いのちみつめる。いのち育む。
公益社団法人 日本獣医師会

これからの救護への発展に向けたルートマップ

救護のもつ役割を「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護(リハビリテーション)」に整理して、救護全体が発展していくために、各関係主体に求められる取組みと連携を段階的に示したルートマップです。さまざまな課題を解決しながら、少しずつ前進し、最終的にはワイルドライフヘルスセンターへの発展を目指しています。



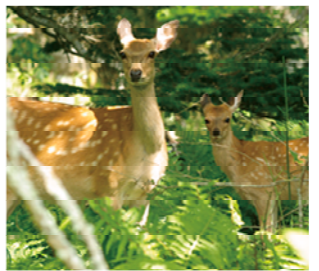
日本獣医師会野生動物対策検討委員会 保全医学の観点を踏まえた 野生動物対策の在り方

報告書(要約)

～これからの野生動物対策の発展に向けて～



ツシマヤマネコ



エゾシカ



オオワシ



イヌワシ

contents

- 1 これからの救護への発展に向けたルートマップ
- 3-4 Chapter 1 野生動物を取り巻く状況と獣医学
- 5-6 Chapter 2 生物多様性保全と国家戦略
- 7-8 Chapter 3 野生動物対策において期待される獣医師の役割
- 9-10 Chapter 4 感染症対策の重要性
- 11-12 Chapter 5 近年の野生動物保護管理
- 13-14 Chapter 6 傷病野生動物救護の役割と現状における課題
- 15-16 Chapter 7 「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護」の役割の整理
- 17-18 Chapter 8 地域における拠点としてのワイルドライフヘルスセンター整備の必要性
- 19-22 [資料] 救護に関わるQ&A
- 23 日本獣医師会・獣医師会活動指針

野生動物を取り巻く状況と獣医学



刻々と変化する野生動物を取り巻く社会的状況

野生動物とは何か

人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会につながるという「One Health」の理念に基づく「保全医学」の視点で見ると、野生動物は、家畜やペットなど、人が飼育する動物とは根本的に異なる存在であるといえます。

野生動物とは、人為的かつ意識的な飼養・繁殖などが適用されない「原則として野外で自由生活を営む動物」であり、法的には「無主物」とされています。また、生態系の構成員であり、その生存と死は食物連鎖などの生態系プロセスに組み込まれ、生物多様性の一環としても機能します。

野生動物への脅威と野生動物からの脅威

いま、人間は野生動物への脅威となっています。人間による外来種の持ち込み、乱獲や開発に伴う自然環境の改変、化学物質による環境汚染や地球温暖化などの気候変動が生態環境の悪化を招き、野生動物の大量死や絶滅、人と動物の共通感染症を含む疾病の発生などを引き起こしています。感染症の流行には、病原体の持ち込みなど、人為的な要因が関わっている可能性もあります。一方で、人間が野生動物からの脅威にもさらされています。高病原性鳥インフルエンザなどの共通感染症をはじめ、人と野生動物をめぐる問題の解決には、公衆衛生、家畜衛生、環境衛生などの分野を超えた、包括的なアプローチが必要です。

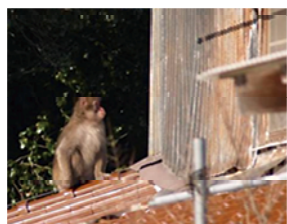
また、人や家畜を含む生態系そのものの健全化を、獣医学や医学、保全生態学だけでなく、さまざまな学術的協力のもとで総合的に対応していくことも必要です。

多様化・複雑化する野生動物問題

アーバンワイルドライフ(都市型野生動物)における問題

近年、市街地に出没したクマやシカ、サルなどの都市環境に適応した野生動物が人への生活被害をもたらし、人間との軋轢を生む「アーバンワイルドライフ問題」が顕在化しています。

その原因には、野生動物を保護する社会風潮の高まりや、里山の荒廃、耕作地の放棄などによって人と野生動物との境界が曖昧になるなど、野生動物の生息環境の変化があるといわれています。また、絶滅が危惧される野生動物がいる一方で、生息環境の好転などにより個体数が増加し、市街地に進出して社会的な混乱を招く野生動物もあり、根本的な対策が求められています。



COLUMN 野生動物の存在意義

野生動物の存在意義は、原則として生態系(野生の状態)における「機能」を担ってこそ発揮されます。そして、ペットなどでは通常忌避されがちである「個体の死」が、生態系においては野生動物が担う重要な「機能」のひとつとなっています。それは、個体は自らを構成する物質(栄養素)を、その死によって生態系に還元できるからです。

また、野生動物の捕食や病気などによる死亡率はきわめて高く、通常はその死亡率をカバーし得るだけの繁殖様式を進化させてきています。すなわち、野生動物の「死」は、生態系の中に「織り込み済み」といってもよい事象だといえます。

しかし近年は、生態系のバランスの変化や人間生活との関わりなどによって、本来の機能を発揮できなくなった野生動物種が増えてきています。

社会認識と住民感情の変化

人の生活圏や生活様式の変化に伴い、人と野生動物の関係も変わってきました。人と野生動物との距離が縮まり、野生動物との軋轢が多様化・複雑化して社会問題化してきています。野生動物をペットのように扱ったり、擬人化したりして好意的に関わり過ぎることで軋轢につながることがあります。一方で、人に感染する疾病や人身事故の発生などに伴い、野生動物に対する過剰反応や誤った風評が広がるなど、住民感情が悪化することがあります。

COLUMN 野生動物の観念的ペット化現象

野生動物に、ペットと同じような愛着を感じてしまうことを「野生動物の観念的ペット化現象」といいます。傷ついた野生動物を保護し、一時的に自宅で飼養することなどにより、この現象が広がることが考えられます。

テレビなどのメディアによる影響で、一般市民が「野生動物=かわいい」という印象を持ってしまふような社会風潮もあります。このような風潮が、しばしば野生動物の保全や管理、被害対策の支障にもなっています。また、違法飼育や密猟につながる可能性もあります。

エキゾチックペット飼育に潜む保全・動物福祉上の問題

本来、日本に生息していない種がさまざまな形で国内に流通し、中には危険な種や、ワシントン条約や種の保存法に定められた希少種も存在します。外来種には、密猟や違法販売などの社会問題はもとより、乱獲などによる生態系の健全性の喪失といった環境問題、野生動物に潜む病原体による感染症、不適切な飼育による動物福祉の問題など、多くの課題があります。また、アライグマなどのように、遺棄や逸走によって野外に放たれた外来種が国内に定着し、地域の生態系や人の生活に悪影響を及ぼしてしまうことも忘れてはいけません。



COLUMN 深刻化する野外のイエネコ問題

近年、世界中でイエネコは、「生態系に最も脅威となる侵略的な外来種」としての認識が高まってきています。野外のイエネコには、屋外に出る飼い猫、地域で世話をする地域猫、飼い主のいない猫(ノラネコ)、完全に野生化した猫(ノネコ)が含まれます。

国内では、野外のイエネコによるイリオモテヤマネコやツシマヤマネコへの感染症媒介・競合、ヤンバルクイナやアマミノクロウサギの捕食など、希少種への被害も増えています。生態系の中に侵入した外来種「ノネコ」を含む野外のネコによる脅威を取り除くことは、地域の生物多様性の回復につながります。

ネコは伴侶動物でもあることから、他の外来種とは異なる社会認識や市民感情が存在します。そのため、これらの社会認識・市民感情に留意しつつ、保全生物学的な緊急性に配慮したアプローチが求められています。

野生動物の餌付けにおける問題

野生動物への餌付けは、「意図的か非意図的か」、「希少種保護のためか、愛玩飼養の延長上か」など、さまざまなケースがあり、多かれ少なかれ共通の課題を持っています。

例えば、サルやクマなどへの餌付けが行動生態の改変や個体数の増加を招き、農業被害や生活被害をもたらしたり、台湾リスやヌートリアなど外来種の野生個体に対する餌付けが個体数の増大や分布域の拡大を助長している可能性もあります。また、餌付けが特定の種を集めてしまい、感染症の集団発生を招く可能性もあります。餌付け問題の解決には、環境モニタリング評価や、社会に及ぼす影響の検証、人と野生動物との関わり方の普及啓発などが必要となります。

社会のニーズに合わせた野生動物対策への獣医学の貢献

社会との関わりにおける獣医学の役割

多種多様な野生動物問題に適切に対処するためには、社会の関心を育むことが重要で、単に人と野生動物との間の距離を遠ざければ解決するわけではなく、適切な付き合い方を検討していく必要があります。野生動物との共存、生物多様性の保全を目指した保全医学の視点が重要となります。

野生動物問題における行政対応の変化

野生動物を取り巻く社会状況の変化に伴って、人と野生動物の関わり方も変化し、野生動物に対する行政の対応も見直しを求められてきました。

例えば、「感染症法」では、2013年、マダニによる重症熱性血小板減少症候群(SFTS)が届出対象疾患に追加され、獣医師の研究者が全国でマダニや野生動物のSFTSウイルスの保有状況についてサーベイランスを進めています。また、鳥インフルエンザ(H7N9)も指定感染症に定められました。

さらに、2014年、エゾシカによる農林業被害が拡大している北海道では、個体数管理や食肉の活用などの施策を含むシカ対策のための「北海道エゾシカ対策推進条例」を成立させました。このように、国だけでなく、地方自治体においても野生動物に対する制度の見直しを行っています。

【近年施行・改正された野生動物に関する主な法律および条例】

- ◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)
- ◎鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)
- ◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)
- ◎動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)
- ◎生物多様性基本法
- ◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
- ◎特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)
- ◎北海道エゾシカ対策推進条例

いままで「個体のいのち」を助けるために発展してきた獣医学が、これからは、人と家畜・ペットおよび野生動物のいのちを育む、地球全体の動物と人の健康を守るための獣医学へと、成長することが求められています。

教育や普及啓発に関わる役割	獣医師は、社会からは「動物のお医者さん」として意見を求められ、時には「いのちの番人」としての責任も求められます。また、人と野生動物の関わりから起こる感染症や生活被害などの軋轢について、一般市民向けにわかりやすく伝え、正しい社会認識を育むことができる存在でもあります。さらに、獣医師には、「地球のお医者さん」として、地球環境の診断(調査研究)、治療(原因除去)、予防(教育普及)を実践し、人と動物の健康を守ることへの貢献が求められます。
法制度などの課題におけるアドバイザーとしての役割	野生動物に関する法制度は、現在、個体数管理が必要な種や狩猟対象種、外来種などにカテゴリー分けして整備されています。しかし、近年の高病原性鳥インフルエンザへの対応に見るように、野生動物との関わり方には、順応的な対策が必要となり、家畜衛生や公衆衛生など、さまざまな分野にまたがった取組みが求められています。今後、獣医師は、野生動物対策の専門職として、行政機関に拡大配属され、多様な野生動物問題に対して適切に対処し、専門的な視点からのアドバイザーとしての役割を果たす必要があります。
野生動物の利活用と衛生における役割	野生動物由来の感染症だけでなく、ジビエ(野生鳥獣の食肉)の消費における公衆衛生対策も重要課題となっています。そのため、狩猟者や消費者に対する正しい知識と食肉の処理・調理方法に関する普及に加え、施策による食肉の衛生検査体制の整備も必要です。また今後、獣医師には、狩猟期の傷病鳥獣救護に際し、放野個体が食肉利用される可能性がある対象動物については、その理解と教育普及および配慮が必要となります。
動物福祉における役割	野生動物の適切な個体数管理、鳥獣被害対策、外来種防除をはじめ、野生動物の保護管理において、安楽殺が重要課題のひとつとなっています。動物福祉の観点から、安楽殺においては、慣れた従事者が慣れた方法で行い、捕獲個体に余計な恐怖やストレスを与えたり、非人道的な方法を回避する必要があります。今後、さらに動物福祉に配慮し、防除活動の効率化を図る安楽殺技術の普及と獣医師による従事者への捕殺技術の研修と普及が必要となります。
生息域外保全*に果たす役割	動物園や水族館、野生動物保護センターなどの「生息域外保全」に関わる施設において、獣医師には、個体の救命だけでなく、将来の飼育個体群の維持と持続可能な施設運営を通じた種の保存に貢献する役割が求められています。また、施設における動物衛生や公衆衛生対策は近年の重要課題となっています。それらにおける獣医師の役割は高度化してきており、飼育動物のみならず、その対象は家畜、野生動物および人に共通する感染症の病原体にまでおよびます。

*生息域外保全については、P6をご参照ください。

生物多様性保全と国家戦略



生物多様性の危機と保全

生物多様性とは

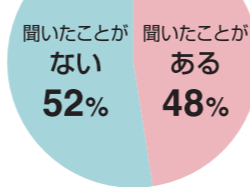
地球上のさまざまな環境に適応した、個性を持った特有の生きものがいること。そしてそれぞれがさまざまな相互作用によってつながり合っていることを「生物多様性」と呼び、「生命の豊かさ」を包括的に表す概念です。

生物多様性の保全は地球の存亡をかける壮大なミッションであり、獣医学の貢献が期待されています。

<生物多様性の認知状況>

2014年の内閣府調査によると、「生物多様性」という言葉を聞いたことがない人が過半数を占め、生物多様性の価値が広く認識されているとはいえません。しかし、高等学校の理科教育において「生物多様性」が学習されており、義務教育における位置づけについても議論が始まるなど、若い世代の理解度は向上しています。

「生物多様性」という言葉を



生物多様性と生態系サービス

私たちの暮らしは、空気や水や食料、気候の安定など、生物多様性を源とする「生態系サービス」がなければ1日たりとも成り立ちません。生態系サービスは、生態系が人間社会に提供してくれるあらゆる便益を指します。「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類され、人間だけでなく、すべての生きものが必要としています。

供給サービス	食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、私たちの生活に必要な資源を供給してくれる働き。
調整サービス	水の浄化や自然災害防止など、環境をコントロールして、安全で快適な生活を整える働き。
文化的サービス	感性や想像力を豊かにする文化や風土の形成など、精神的な豊かさをもたらす働き。
基盤サービス	上記3つのサービスを支えるもので、光合成による有機物の生産や土壌形成、栄養循環など自然のプロセス。

日本における生物多様性「4つの危機」

① 開発など、人間活動による危機

干潟や湿地の消失、河川整備やダム・堰などによる生物種の生息・生息地の減少と環境悪化、動植物の乱獲や盗掘など。特に大型猛禽類は、生物多様性の喪失によって生息環境が悪化し、絶滅が危惧される種が少なくありません。

③ 人間によって持ち込まれたものによる危機

外来種による在来種の捕食、生息地や食物の奪取のほか、在来種との交雑による遺伝的になく乱が発生しています。また、さまざまな農薬やPCBなどの化学物質は、環境ホルモンとして生態系に悪影響を及ぼします。

② 自然に対する動きかけの縮小による危機

薪炭や茅などが利用されなくなった結果、里地里山に特有の動植物が絶滅の危機にある一方、シカ、イノシシ、サル、カワウなどでは、好適生息環境の増加により個体数と分布域の拡大により、農林水産被害や生態系への負の影響が深刻化しています。

④ 地球環境の変化による危機

地球温暖化など、地球規模の気候変動による生物多様性への影響が懸念されています。また、強い台風や海洋の酸性化などが生物多様性に深刻な影響を与える可能性があると考えられています。

危機的状況にある日本の生物多様性

本来、自然豊かであるはずの日本の生物多様性の損失状況は深刻で、世界35カ所の「生物多様性ホットスポット（生物多様性が高い地域のうち破壊の危機にあって緊急かつ戦略的に保全すべき地域）」にリストアップされています。環境省が2010年に取りまとめた「生物多様性総合評価（JBO）」によれば、人間活動に伴う生物多様性の減少は続いており、特に、陸水・島嶼、沿岸の生態系で著しく、今後重大な損失に発展するおそれがあるとされています。

生物多様性保全に向けた国の取組み

生物多様性国家戦略2012-2020

日本は、1993年に生物の多様性に関する条約を批准し、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定しました。5番目の戦略「生物多様性国家戦略2012-2020」は、生物多様性の4つの危機を踏まえ、100年先を見据えた「自然共生社会における国土のランドデザイン」を示しています。

また、第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の達成に向けたロードマップとして、2050年までの長期目標、2020年までの短期目標を掲げ、短期目標として取り組むべき5つの基本戦略を示しました。

生物多様性を守る4つの意味

（環境省：「生物多様性国家戦略2012-2020」より）

すべての生命が
存立する
基礎となる

人間にとって
有用な価値を
有する

豊かな文化の
根源となる

将来にわたる
暮らしの安全性を
保証する

目指すゴールと5つの戦略

2050年までの長期目標

生物多様性を現状以上に豊かなものとし
自然と共生する社会を実現する

2020年までの短期目標

生物多様性の損失を止めるために
効果的かつ緊急な行動を実施する

戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

生物多様性を身近な問題として感じるための広報・普及啓発、生物多様性地域戦略の策定、森林環境税の導入、教育・学習・体験の推進などにより、生物多様性の重要性を社会に浸透させます。

戦略2 都市と地方の関係、人と自然の関係を再構築する

里地里山、里海の保全活用、人との軋轢が深刻化している鳥獣との適切な関係構築、持続可能な農林水産業の推進、地域固有の野生動物種の保全などに取り組みます。

戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

山から海へとつながる流域全体を連続した空間として保全・再生を進めます。脊梁山脈を中心とする奥山自然地域を保護林に設定し、「緑の回廊」によって複数の保護林をつなぐなど、国土レベルで生態系ネットワークを確保します。

野生動物対策と獣医学

希少種への対策

絶滅危惧種などの希少種の保全対策は、「生息域内保全」と「生息域外保全」の2つに大別され、前者が主要な対策で、後者は前者の補完的対策と位置づけられます。

希少種対策の目的は、「生物多様性に富んだ豊かで健全な生態系の維持あるいは再生」であり、希少種だけを存続させることではありません。生息域外保全が主要な対策となってしまう場合、生物多様性保全に貢献できないことがあります。そのため、希少種対策において獣医師は、常にその目標を念頭に置き、両者の適切なバランスを意識して活動する必要があります。

被害をもたらす種への対策

シカ、イノシシ、サル、カワウなど被害をもたらす種への対策には、「被害管理」、「個体数管理」、「生息環境管理」を柱とした科学的な管理計画を作成し、計画の実行と検証を繰り返す順応的管理、行政・研究者・利害関係者などによる合意形成が不可欠です。獣医学には、管理計画の要である科学的な情報収集ならびに適切な捕獲における役割が期待されており、将来、社会的ニーズが一層高まるものと予想されます。

戦略4 地球規模の視野をもって行動する

人の暮らしが地球規模の生物多様性に支えられていることを認識し、アジア太平洋地域をはじめとする世界の生物多様性保全と持続可能な利用について、国際的な連携を進めます。

戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

生物多様性に関する科学的データを迅速に集め、多くの人が利用しやすいように整備し、総合的な評価・分析により、生物多様性の状態や変化を的確に把握して具体的な対策に結びつけます。

5つの戦略における獣医学の貢献

日本獣医師会の活動指針である「動物と人の健康は一つ。そしてそれは地球の願い。」に示されるように、地球規模の視野をもった取組みとして、個体や単一種の保護にとどまらず、生息環境の保全、生息環境間のつながりを確保する流域管理としての生物多様性保全に貢献します。

野生動物対策においては、科学的根拠にもとづく順応的管理（適切な保護・管理計画の策定と実行、ならびに検証による計画の改良）において、獣医学は重要な役割を果たします。



COLUMN 「生息域内保全」と「生息域外保全」

生態系および自然の生息地を保全し、存続可能な種の個体群を自然の生息環境の中で維持・回復させることを「生息域内保全」といい、土地利用問題が最大の課題です。一定規模の開発事業では、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価などを行う環境アセスメントが実施されていますが、課題も多く「戦略的環境アセスメント」の導入が求められています。

「生息域外保全」とは、生物や遺伝資源を自然の生息域外において人間の管理下で保存・保全することです。生息域内保全の補完として生息域内での存続が困難な種を一時的に保存し、絶滅の回避に貢献します。動物園や水族館、植物園は、この取組みに重要な役割を担っており、獣医学は、飼育動物の健康管理や人工繁殖などの分野で貢献しています。実施においては、生息域内保全との連携が重要です。

野生動物対策において期待される獣医師の役割



保全医学的観点からみた野生動物の位置づけ

野生動物に関する包括的な獣医学的理念の必要性

環境省のレッドリスト掲載種は、哺乳類が評価対象種の21%に当たる33種、鳥類が同じく14%に当たる97種となっています(平成27年現在)。一方で、野生鳥獣に起因する農林水産業や生態系への被害も無視できない状況となっています。

このように「多様化している人と野生動物との関係性」を踏まえて、日本獣医師会・獣医師会活動指針では、生物多様性の保全につながる野生動物保護管理における獣医師の責務にも言及しています。この活動指針の特徴のひとつは、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全、また安全・安心な社会の実現につながる」という「One Health」の概念を基盤としている点です。

したがって、指針に沿った形での活動のためには、これからの獣医師(会)には、生物多様性の保全に関わる広範かつ最新の知識と技術に基づいた、野生動物に関わる多様な社会ニーズへの適切な対応が求められます。そのためには、これまでの個体レベルの保護や生命尊重に重点を置く理念を一步進めた「野生動物に関わる包括的な獣医学的理念」が不可欠です。

野生動物対策における獣医学的理念と獣医師の役割

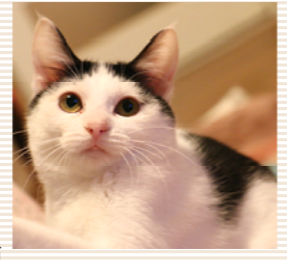
包括的な獣医学的理念に基づいた獣医師の役割と期待される社会的貢献

「野生動物とは何か」という問いかけに対しては、多様な説明が必要になってきており、「保全」と「資源的活用」のように相反するような概念も含まれています。したがって、社会のニーズなどに応じて構築すべき「野生動物に関わる包括的な獣医学的理念」は、それぞれの説明に対応させながら提示する必要があります。また、相反する概念に対しては、一定の調整を行いながら説明する必要があります。



COLUMN 野生動物と産業動物、ペット(伴侶動物)の違いの認識と適切な対応

野生動物の位置づけを考えると、野生動物と産業動物、ペットとの違いを正しく理解しておく必要があります。野生動物は、原則として人間の管理下になく、野外で自由生活を営む動物で、法的には所有者のいない「無主物」です(Chapter1参照)。一方、産業動物は、人間の管理下で飼育され、私たちに食糧を供給してくれる動物です。また、ペットは、産業動物と同様に人間の管理下で飼育され、愛が動物として私たちと生活を共にし、癒しなどを与えてくれる伴侶動物ということになります。三者それぞれが生る在り方においても死の在り方においても異なる存在です。私たちは、ウシやブタなどの肉を食料としていただき、伴侶動物と共に暮らしています。そして、野生動物は食物連鎖などの生態系プロセスに組み込まれ、環境を支えています。こうした違いをよく理解することは、生物多様性保全においてもとても重要なことといえます。獣医師は、全ての動物に関わる専門職として、三者の違いを適切に理解し、野生動物対策における課題に対応するとともに、市民と野生動物との仲介者としての役割を果たすことが求められます。



COLUMN 野生動物の「保護」と「管理」に関する定義と法的概念

2014年に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の「保護」と「管理」が下記のように定義づけられています。

- 鳥獣の保護** その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息域を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準および生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理** その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息域を適正な範囲に収めること

このことは、野生動物においては、個体レベルの生命尊重と環境の保全ならびに安心・安全な社会の実現とは必ずしも両立しません。場合によってはその双方のバランスを見出していかなければならないことを示しているといえます。

野生動物に関わる包括的な獣医学的理念を論拠とする、獣医師が果たすべき役割と社会貢献

野生動物とは何か?


説明1

家畜のような人為的かつ意識的な飼養・繁殖等は適用されず、原則として野外で自由生活を営む動物である。



説明2

哺乳類と鳥類は、特に認められた場合を除き捕獲が禁じられている。その他の動物も希少種などは捕獲が禁じられている場合がある。



説明3

生態系の構成員であり、その生存と死は食物連鎖などの生態系プロセスに組み込まれ、物質(栄養)循環やエネルギーの流れ等の一部として機能する。

生物多様性の一部を担うことから、その種や個体群、生息地等の保全を目指す活動は、生物多様性保全のための活動の一環として機能する。

説明4

生態系や農林水産業に対する被害や、感染症の伝播などのリスクを有する種も存在し、その場合は、生物多様性の保全や人間社会の維持・存続に負の影響を及ぼすことになる。



説明5

狩猟鳥獣のように、それ由来する産物が自然資源として消費的に活用されている種も存在する。

タンチョウやニホンザルのように、観光資源や教育資源として非消費的に活用される種もある。



理念1

産業動物やペットなど、人が飼育する家畜とは根本的に異なる存在であるとの認識のもと、社会に対しては、両者を混同した認識(例えば、「野生動物の観念的ペット化現象」)の拡散と定着の防止に貢献するように留意する。

理念2

違法もしくは不適切な野生動物の捕獲や飼養等に起因する各種リスクに留意し、それらに関わる社会教育等の展開に貢献する。特に、ペットや傷病鳥獣の診断治療の場合は、外来種やエキゾチックペットの扱いに関わる普及啓発の窓口として、効果的に機能する点についても認識する。

理念3

生態学や保全生物学、ならびにそれらに関わる法律や制度等についての最新かつ正確な知識のもと、「生物多様性保全への貢献」を第一義と位置づけた活動を展開する。その実質化には、ペット等の診断治療を通じて培われた技術や倫理観、野生動物が担う生態系機能を重視する倫理観を適切に融合させた対応がきわめて有効であることも併せて認識する。

理念4

被害対策(特に捕獲や捕殺)や感染症対応に関わる役割が増えつつあり、これらにも適切に対処する必要が生じている。獣医学的な知識と技術の導入により、動物福祉的な配慮の浸透に寄与するとともに、下記の社会的貢献の一翼を担う。

【生態系被害への対応】
ニホンジカや外来種の個体数管理に関与することで、これらの種に起因する生態系負荷を減少させ、当該地域に生息する他の生物の減少や絶滅の回避に貢献する。

【農林業被害等への対応】
個体数管理や捕獲を伴う生態調査等への関与を通じて被害軽減に貢献し、地域の関連産業の振興に貢献する。

【感染症リスクへの対応】
高病原性鳥インフルエンザなど、野生動物に関わる各種感染症については、現場対応のみならず、普及啓発活動を通じての「一般市民への情報伝達」の役割も担う。

理念5

不適切な利用(不衛生な食肉の生産や「野生動物の観念的ペット化現象」につながる事業や行為など)から生じる各種リスクに留意し、持続的な利用の浸透を促す。これにより、生物多様性の保全や環境教育の推進、地域振興等に貢献する。

【消費的な活用に関わる対応】
◎食肉として活用する際の検査実務ならびに衛生管理に関する指導や助言
◎食肉以外の活用方法など、新たな資源的価値の考案・創造(ペットフードとしての活用など)
◎捕獲された個体に付随する普及啓発や教育・調査研究等
◎適切な活用を促すための普及啓発

【非消費的な活用に関わる対応】
◎野生状態にある個体や個体群の保全や管理に関わる獣医学的寄与(繁殖や感染症に関わる普及啓発など)
◎適切な活用を促すための普及啓発

獣医師の役割と社会貢献の例


野生動物や生態系、生物多様性を保全する役割

【個体レベルの対応】

- ◎希少種を中心とする個体の診断治療や人工繁殖ならびに関連する調査研究
- ◎エキゾチックペットの扱いに関する指導や普及啓発
- ◎外来種や押収動物への対応(捕獲や安楽殺処分)
- ◎野生動物の個体の取り扱いに関わる人道性(動物福祉)の確保に関する指導や普及啓発

【個体群レベル以上の対応】

- ◎個体群の存続への悪影響が想定される疾病のサーベイランスや研究、対策
- ◎植生や生態系への悪影響が想定される場合の個体群管理への貢献
- ◎野生下での繁殖や個体群の存続をサポートする研究や事業
- ◎関連する普及啓発



<社会から期待される『リスク管理』に関わる理念>

野生動物による自然植生や農林水産業に対する被害の激化などの問題が顕在化している現在、社会から特に期待されているのが「リスク管理」に関わる理念です。この期待に応えるためには、これまでの保護活動や救護活動で構築してきた理念に「リスク管理」の考え方を加えた包括的な理念が必要になります。

【これまでの理念】

野生動物と自然環境を人から守る

+

【リスク管理の考え方】

野生動物被害から自然環境と人を守る

↓

新たに構築する包括的な獣医学的理念

獣医師の役割と社会貢献の例

人や社会を野生動物から守る役割

【人の心身や健康に関わる対応】

- ◎人獣共通感染症のサーベイランスや研究、対策
- ◎人身事故が想定される場合(人の生活圏に出没した野生動物など)に関わる捕獲や移動
- ◎関連する普及啓発

【社会や経済活動に関わる対応】

- ◎農林水産業に関わる被害軽減を目的とする個体群管理への貢献(人道性の検証など)
- ◎家畜と共通する感染症のサーベイランスや研究、対策
- ◎関連する普及啓発




感染症対策の重要性

野生動物とヒト、家畜、ペットの感染症

感染症の原因となる野生動物との接点とリスクの発生

鳥類からの高病原性鳥インフルエンザやウエストナイル熱、哺乳類からの狂犬病やエキノコックス症など、野生動物、人、家畜、ペットの各動物グループ間にはさまざまな感染症が存在します。傷病鳥獣救護や野外活動など、さまざまな活動の中で各動物グループ間に時間的・空間的接点が生まれ、その結果、これらグループ間での病原体伝播による感染症発生のリスクが生じ、病原体によっては複数のリスクに関与するものもあります。

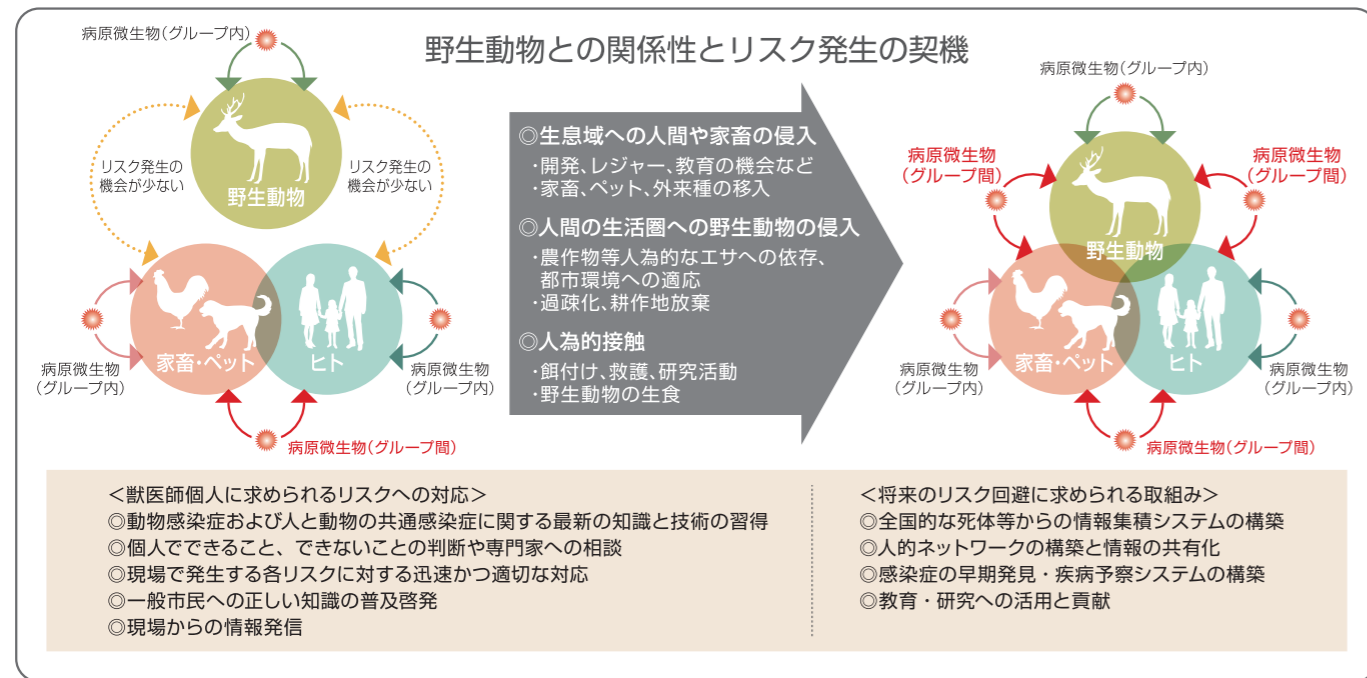


<獣医師と野生動物との日常的な接点>

- ① 傷病鳥獣救護
- ② 野生動物研究施設(動物の取り扱いや解剖時)
- ③ 動物園等の野生動物飼育施設
- ④ 野外(野生動物の調査など)

野生動物由来の感染性疾患は、高病原性鳥インフルエンザを筆頭に、オウム病やエキノコックス症などさまざまな疾病が報告されています。しかし、現在、野生動物で明らかになっている病原体はわずかで、未知の病原体が多数存在すると考えられています。

野外活動における主な感染源としては、ダニや野生動物の糞便などが挙げられます。



野生動物由来の感染症における「3つのリスク」

公衆衛生学的リスク

野生動物由来の感染症の人への直接的な伝播、あるいは人と密接に関連した食品などの汚染による間接的伝播によるリスク。国内では、野兎病個体の剖検による人への感染などが報告されています。また、救護個体による薬剤耐性菌の自然界への拡散など、注意すべき公衆衛生上のリスクが多くあります。

動物衛生学的リスク

野生動物由来の病原微生物の家畜やペットへの感染リスク。ネズミによるサルモネラの伝播が代表例として知られています。また、人の管理下でない野生動物における感染症の定着は、対象となる感染症の制御を著しく困難にします。現在、高病原性鳥インフルエンザの野生水禽への定着が危惧されています。

保全生物学的リスク

野生動物間、あるいは人や家畜・ペットからの感染症の移入による保全生物学上の脅威となるリスク。北海道でのスズメのサルモネラによる集団死や、イエネコから野生のツシマヤマネコへのネコ免疫不全ウイルス感染症(FIV)などがあり、人の活動に伴う病原微生物持ち込みの可能性も指摘されています。

COLUMN 野生動物に由来する感染症の主な感染経路

野生動物に由来する感染症の原因には、病原体を含む空気やエアロゾルなどへの直接的暴露による感染や、野生動物の糞尿や粘液、血液に汚染された物との不注意な接触などによる間接的暴露、ダニなどの媒介節足動物を介した感染などがあります。また、野生動物から人や家畜への感染だけでなく、インフルエンザや口蹄疫など、人や家畜から野生動物への感染症のリスクにも注意が必要になります。

- ① 空気やエアロゾルの吸引による感染
- ② 糞尿や体液などの接触による感染
- ③ 引っ掻きや咬まれることによる感染
- ④ ダニなどの媒介昆虫を介した感染
- ⑤ 野生動物の剖検による感染

日本における感染症の防疫とサーベイランス(監視・調査)体制

◎高病原性鳥インフルエンザの防疫と野鳥のサーベイランス体制

高病原性鳥インフルエンザの国内での防疫は、「発生予防」、「まん延防止」、「感染家禽の淘汰と移動制限」によって行われています。環境省では、2008年10月より47都道府県52カ所を調査地としてガン・カモ類の糞便を対象に定期糞便採取調査を行っており、死亡鳥類等の検査も感染リスクの高い鳥類を対象に通年行っています。また、高病原性鳥インフルエンザに関しては、以下の対策を行い、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスに取り組んでいます。

- ① 渡り鳥の飛来経路の解明のための情報把握
- ② 野生鳥獣の感染状況の把握
- ③ 渡り鳥の飛来状況の情報提供による予防調査により、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化

◎ウエストナイル熱のサーベイランス

2002年11月より、ウエストナイル熱(脳炎)が感染症法の4類感染症に指定され、厚生労働省は、死亡カラスによるウエストナイルウイルスのサーベイランスを開始。その後、各自治体によって、蚊と鳥類(死亡カラス)のサーベイランスが行われています。

野生動物と薬剤耐性菌

野生動物における薬剤耐性菌

医療や畜産の現場で用いられている抗菌剤は、感染症の治療率や生産性の向上をもたらしますが、抗菌剤に対する耐性を獲得した「薬剤耐性菌」が生まれ、大きな問題となっています。抗菌剤の使用によって体内で出現し、生活排水などから生態系を介して伝播し、畜産物の生産によって出現した耐性菌は、食物連鎖を介して人に伝播します。耐性菌には遺伝子の水平伝播の性質があり、生活中に拡散します。

野生動物の取扱いにおける薬剤耐性菌対策

◎適切な抗菌剤の使用について

薬剤耐性菌の出現を抑えるためには、適切な抗菌剤を必要な場面で使用することと、出現した耐性菌を広げないための予防を行うことが重要です。

抗菌剤の使用に際しては、人用または動物用医薬品で薬剤耐性菌の伝播や拡散を最小限にするため、フルオロキノロン系や第3世代セファロスポリン系などは第1選択薬としてではなく、第2選択薬として使用することが望まれます。

◎「作らない」「広めない」で、伝播を防ぐ

薬剤耐性菌の伝播を予防するには、手洗いなどによる手指の洗浄、マスクの着用、防護服の使用、治療や処置に用いた器具機材の適正管理、動物の飼育舎の管理と動物との必要以上の接触の回避などの徹底が必要で、人や動物への伝播や環境中への拡散の可能性を十分に認識した対応が重要です。

<高病原性鳥インフルエンザの防疫>

農林水産省の「特定家畜伝染病防疫指針」では、以下のような対応がなされています。

水際防疫

発生国、発生地域からの家禽や家禽肉の輸入禁止

発生予防対策

[農場飼育衛生の管理]

野鳥のモニタリング、野鳥・野生動物との接触・進入防止、家禽のモニタリング、異常家禽の早期発見・早期報告、関係機関との連携・連絡

まん延防止対策

[発生農場への対応]

早期発見・早期通報、殺処分による感染動物の淘汰、出荷・移動の禁止、感染経路の調査、清浄性の確認



傷病鳥獣救護における防疫

近年、高病原性鳥インフルエンザを代表とする人と動物の共通感染症の脅威が拡大し、市民生活だけでなく、野生動物を扱う獣医師の危険性もより高まっています。

救護の現場では、病原体の暴露や拡散を最小限に抑えるため、動物の隔離、マスク・手袋の着用、専用の着衣の使用、診察または接触後の確実かつ適切な手指の洗浄、搬入中の衛生管理、搬出後の消毒が重要です。

野生動物の非感染性疾患

動物における「非感染性疾患」とは、病原体の感染に直接的に起因しない疾患の総称で、多種多様な栄養障害や中毒などを含みます。「鉛中毒」、「フェンチオン中毒」、「捕獲性筋疾患」については、国内における獣医学関係者や関係機関による活動が行政を動かすなど、実質的な社会貢献を果たしてきました。

鉛中毒

野生動物の「鉛中毒」は、鉛を含む銃弾や釣り用のオモリなどの摂取が原因となる場合が多く、鳥類での症例が多く報告されています。

国内では、1980年代の北海道宮島沼におけるマガンやオオハクチョウなどの大量死亡例が知られています。1990年代には、オオワシやオジロワシといった希少種の二次中毒も確認されています。北海道では、エゾシカの激増による狩猟の規制緩和によって、山林にシカの捕獲残や被弾個体の死体が増え、ワシ類がこれらを摂食したことが原因とされています。鉛中毒の予防には、捕獲鳥獣の現場放置禁止の徹底や鉛弾使用に関する規制の強化などが重要です。

フェンチオン中毒

日本における「フェンチオン中毒」の問題は、2002年に北海道女満別町(現 大空町)で収容された2羽のタンチョウに始まります。両個体からは高濃度のフェンチオンが検出され、殺虫剤による急性中毒死であることが示されました。フェンチオン中毒への対策としては、農業などに対する毒性の再評価が求められます。化学物質の生物多様性への影響評価に獣医学が果たす役割は大きいといえます。また、化学物質の汚染状態まで含むような、徹底した野生鳥獣の死因究明など、野生動物への医学的検査に関する体制の整備が必要です。

捕獲性筋疾患

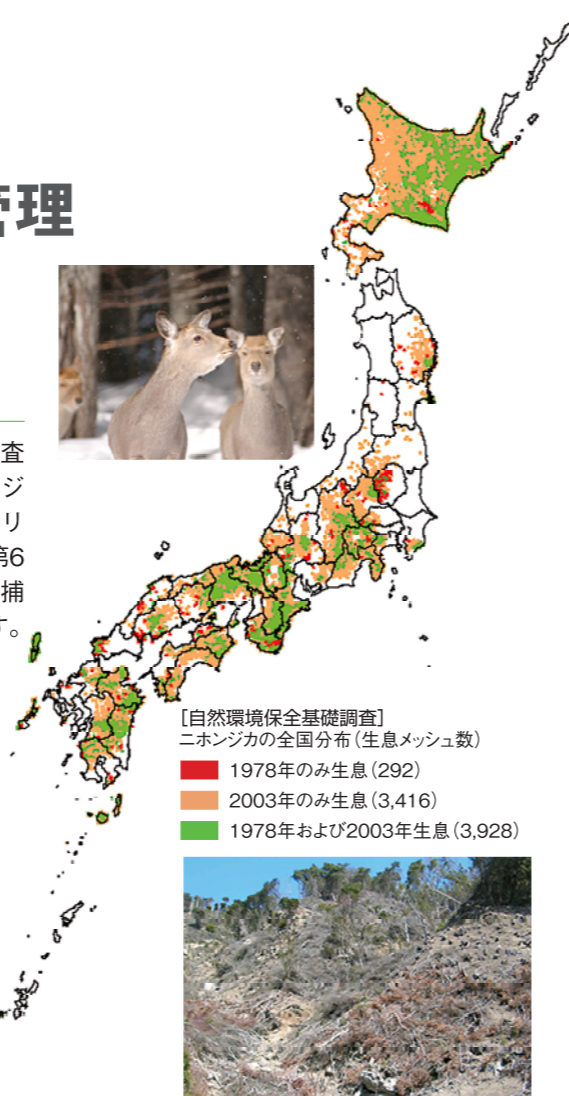
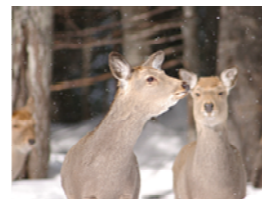
調査研究や山放獣などを目的とする野生動物の捕獲や移動が活発化していますが、その過程で生じた対象動物の負傷・死亡例も多く報告されています。「捕獲性筋疾患」は、捕獲作業における動物の逃走行動などに起因する筋肉の傷害(退行性変化)を特徴とします。したがって、速やかな不動態や、可能な限りの不動態時間の短縮、あるいは捕獲作業の中断などによって発症の回避が可能となります。

近年の野生動物保護管理

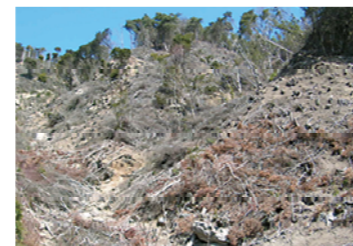
野生動物の現状と課題

個体数の増加と分布域の拡大

環境省は、第2回自然環境保全基礎調査(1978~1980年)および第6回調査(1999~2005年)において、キツネ、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ(イノブタ含む)、ニホンザルの9種の分布状況をモニタリングし、アナグマを除く8種において分布域の拡大が確認されました。中でも第6回調査では、ニホンジカの分布域が第2回調査と比べて1.7倍に拡大しており、捕獲制限や保護政策などによる個体数の増加が関係していると考えられています。



【自然環境保全基礎調査】
ニホンジカの全国分布(生息メッシュ数)
■ 1978年のみ生息(292)
■ 2003年のみ生息(3,416)
■ 1978年および2003年生息(3,928)



シカによる下層植生の衰退と土壌流出

野生動物が経済活動に及ぼす被害

分布域の拡大や、個体数の増加、中山間地域の人口減少と高齢化、耕地放棄、狩猟者の減少などが背景となって、農林水産業被害など、野生動物による被害が増加しています。

2012年度の全国の野生鳥獣による農作物被害面積は81,200haで、被害金額は191億円にも達し、被害面積は、調査が開始された1990年に比べて約1.2倍に拡大しています。被害は、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマといった大型野生獣によるものが全体の90%以上を占めています。特に、ニホンジカは、農業だけでなく、林業にも大きな被害をもたらし、1960年代半ばからの30年間で森林の被害面積が約50倍に拡大するなど、深刻な問題となっています。

<全国の野生鳥獣類による農作物被害状況(2012年度)> (面積単位:千ha / 金額単位:百万円)

動物	被害面積	対前年度	被害金額	対前年度
シカ	50.7	2.4	6,525	▲1.030
イノシシ	10.6	▲0.3	5,478	▲14
サル	2.4	▲0.2	1,306	▲8
クマ	0.9	0.2	391	117
その他獣類	4.0	0.6	1,649	▲75
鳥類	12.6	▲3.3	3,785	▲29
合計	81.2	2.2	19,134	▲775

野生動物が暮らしに及ぼす被害

◎都市型野生動物による生活被害(人身被害)

これまでの、野生動物による被害は農林業被害が主なものでした。しかし近年では、人間と野生動物との距離が近づき過ぎ、人間の生活圏に出没する野生動物が急増し、騒音や家屋進入をはじめ、人身被害や感染症などへの対応が求められています。人身被害で最も深刻なのがクマによるもので、ツキノワグマの大量出没などが発生しています。人慣れして大胆な行動を起こす“新世代ベアー”も現れてきており、大きな社会問題となっています。

また、ニホンザルによる噛みつきや家屋への侵入なども増えています。

これらに対応するには、都市部に出没した野生動物の捕獲に対応できる獣医師の育成が重要です。



◎外来種が及ぼす在来生物や生態系への影響

現在、日本には2,200種を超える外来種が生息しているといわれています。特に、国内に定着した外来哺乳類による農林業、自然生態系、人間生活への影響や在来種との交雑などが深刻化しています。

例えば、アライグマによるトウモロコシ、メロン、スイカの被害、ハクビシンによるブドウ、カキ、みかんなどの果樹被害が挙げられます。また、ジャワマングースによるアマミノクロウサギやヤンバルクイナの捕食も起きており、これら絶滅の恐れのある希少種への影響が懸念されています。

いったん生態系に入り込んでしまった種の排除は非常に困難で、今後、捕獲技術の進歩や対応を促進するための体制整備などが望まれます。



COLUMN 生態系や環境へのインパクト

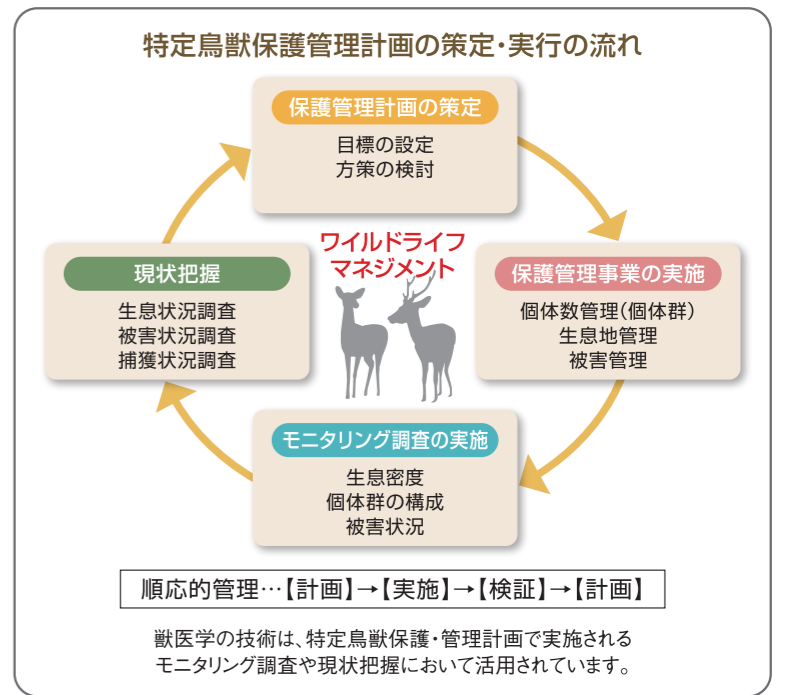
野生動物、特に、シカによる森林被害は、林業の振興だけでなく、国土保全や生物多様性保全のうえからも大きな問題となっています。中でも、下層植生の衰退は、土壌流出を招き、土砂災害を引き起こす可能性もあり、早急な対応が求められています。また、河川を中心にカワウによる漁業被害が増加しており、カワウの個体数調整も始まっています。

個体群管理と獣医学

個体情報などに関わるモニタリングと個体群動態の解析・予測

特定鳥獣の保護管理計画の策定・実行には、計画の実施効果をモニタリングし、結果に応じた目標設定や事業内容を検討する「ワイルドライフマネジメント」の概念が取り入れられています。この概念に基づいた保護管理計画の遂行には、狩猟や有害鳥獣駆除で捕殺された個体からの情報収集が重要です。多くの調査項目において獣医学的手法が用いられており、例えば、歯科情報の蓄積による個体群の性年齢構成や、脂肪の蓄積情報による栄養状態の把握、生殖器の検査による繁殖情報などが収集されています。繁殖と栄養状態との関係は密接であり、年齢、繁殖、栄養状態の情報から個体群動態を予測することも可能です。

また、野生動物のモニタリングにおいては、不動態の技術も重要で、獣医師の役割が求められます。



非致死の捕獲における情報収集および電波発信器の装着と不動態

野生動物の生態を解明するために、生体にテレメトリー調査装置などの電波発信器を装着して、行動圏や移動ルートの解明、季節移動の情報などの科学的データを集めます。また、市街地へ突然出没したサルやクマ、シカなどの緊急捕獲では、麻酔薬を用いた捕獲が行われます。捕獲後には捕獲個体を検査し、その後の処分を決定します。

◎生体捕獲を実施するうえでの心構え

野生動物の生体捕獲に当たっては、野生動物捕獲の三原則「捕獲個体の安全」、「捕獲作業者の安全」、「周辺環境への配慮」が重要です。3つのうちひとつでも実行できない場合は、捕獲を実施するべきではないといえます。捕獲個体の安全には、野生動物の生理・生態、捕獲道具や麻酔薬などの知識・技術の習得、作業者の安全には、危険性の想定と対処法の準備、周辺環境への配慮には、生態系への影響や感染症などへの配慮が必要となります。



◎人と野生動物双方の安全性

捕獲者(人)と対象者(動物)双方の安全のために、現地の情報を収集し、最も安全な方法を選択する必要があります。人為的ミスによる事故を少なくするよう、あらゆる危険性を想定して、危険の回避と対応方法を事前にシミュレーションしておく必要があります。



◎檻による生体捕獲と適切な不動態

生息状況を把握するために行われる学術捕獲などで、檻による捕獲が行われます。捕獲個体は、麻酔や鎮静剤を用いて不動態し、体重測定、外部計測、サンプル採取(血液・皮膚)、抜歯(クマでの年齢査定)、個体識別票や電波発信器の装着が行われます。

このように、捕獲においては、捕獲個体へのダメージが少ない方法での迅速かつ適切な不動態が求められており、獣医麻酔学を学んだ獣医師は大きく貢献しています。

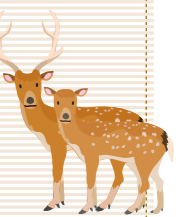
致死の捕獲と動物福祉

有害鳥獣捕獲などの致死の捕獲においては、罟捕獲が目されており、大量捕獲が可能な罟も開発されつつあります。また、銃器を用いた誘引捕獲法が行われ、知床世界遺産地域や富士山国有林においてはすでに実績があがっています。

野生動物は、捕獲・拘束や拘束後の処理施設への搬送によって強いストレスを受ける可能性が高いだけでなく、産業動物などで行われている殺処分の方法では、逆に不要な苦痛を与えてすみやかに死に至らないことも想定されます。動物福祉の観点からも、野生動物に不要な苦痛を与えず、かつ捕獲現場で迅速に対応できる方法が求められています。

COLUMN 野生動物の保護管理に必要な「順応的管理手法(アダプティブマネジメント)」

野生動物の保護管理には、柔軟な対応が可能な「順応的手法(アダプティブマネジメント)」が重要です。特定鳥獣の捕獲数は、生息動向や農林業・生態系被害の変化の程度などを踏まえて毎年検討し、特定鳥獣の地域個体群の生息動向や生息環境、被害状況を常にモニタリングするとともに、特定計画の進捗状況の点検を行い、個体数管理の年間実施計画などの検討に反映させなければなりません。



傷病野生動物救護の役割と現状における課題



野生動物救護の「これまで」と「現在」

野生動物救護が果たしてきた役割と意義

◎傷病野生動物の受け皿としての役割

野生動物救護は、「傷ついた動物を助けたい」という市民の気持ちの受け皿として大きな役割を果たしてきました。これは、金銭的・労力的な負担が小さくないにもかかわらず、真摯な活動を続けてきた動物病院の獣医師や民間団体による貢献の賜物といえます。

野生動物が遭遇するさまざまな事故の原因が人間活動に関わる場合も少なくありません。原因を作った人間側の責任として、傷病個体の救護を通じて、人間活動が自然に与える影響を社会に発信し、一般市民に広く知らせる役割も救護活動は果たしてきました。

◎感染症などのモニタリング

高病原性鳥インフルエンザなどの感染症、水鳥やワシ類の鉛中毒、フェンチオン中毒などの鳥類の農薬中毒といった問題が傷病および死亡個体の収容によって顕在化するなど、救護活動は、自然界で進行するさまざまな変化のモニタリングに貢献しています。

鉛中毒やフェンチオン中毒など、問題の顕在化に伴って対策が講じられるなど、解決に向け、すでに動き出した事例もあります。

野生動物救護の現状

「傷ついた野生動物を助ける」ことは、日本の民話にも登場するほど長い歴史を持ったものです。

環境省の『鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針』に基づいて各都道府県がさまざまな形態で救護事業を実施しています。また、1980～90年代には、民間の救護団体も数多く設立され、一般市民の関心も高まりました。

しかし、救護が多くの課題を抱えているのも事実であり、これまでとは違った形での救護の在り方が求められるようになってきました。課題を解決し、より良い救護へと発展させるために、国や自治体など、その他の関係主体も救護事業の改善のために動きだしています。

課題の背景となる野生動物を取り巻く社会状況の変化

人と野生動物の関係性の変化

「Chapter 1」「Chapter 5」でも述べましたが、近年は、エキゾチックペットの増加や外来種による生態系への悪影響や感染症のほか、「絶滅に瀕している種」と「増え過ぎてさまざまな被害を生む種」が混在することによって生じる生物多様性や生態系への影響が懸念されています。また、「野生動物の観光的ペット化現象」といった、野生動物に対する市民

◎救護データの蓄積と活用

収容された野生動物の救護原因の情報が活用されて、対策に成果をあげてきました。また、救護個体によってその地域での当該種の生息が再確認されるなど、分布・繁殖状況の確認にも役立っています。さらに詳細な情報の収集により、生態系全体の把握が進むことが期待されます。

◎人為的災害への対応

タンカーの座礁による大規模な油流出事故など、付近の生態系が影響を受ける人為的災害においては、個体の救命とそれを通じたモニタリングによって、地域個体群や生態系の健康回復のサポートに貢献してきました。また、被災個体に対応できる人材も創出されています。

◎鳥獣保護思想の普及啓発および環境教育における役割

鳥獣保護の考えを市民に浸透させることも、救護の目的のひとつであり、行政や民間団体によって積極的な取組みが行われている地域もあります。また、傷病個体を持ち込んだ市民への対応を通じて、積極的に環境教育を進めている開業獣医師もいます。現場で対応する中では、動物愛護と鳥獣保護管理の区別が曖昧であったり、野生動物とペットが混同されることがあるなど、まだまだ課題が多いといえます。

公的事業としての野生動物救護の“いま”

■国や自治体の計画に基づいた救護事業

国の基本指針(5年毎に見直し/平成28年に新指針)に基づいて各自治体の事業計画(5カ年計画/平成29年から新計画)が策定され、さまざまな形態で救護事業が実施されます。

■現在の救護事業の形態

現在の救護事業は、自治体施設(鳥獣保護センターなど)で自治体直轄あるいは委託で実施されているほか、地方獣医師会や動物飼育施設へ委託されたり、民間救護団体との連携によって行われています。また、救護施設での活動や自宅での一時飼育など、市民ボランティアの協力も欠かせません。

感情や認識の変化も問題視されています。

かつて、野生動物と人は、お互いの間に緩衝空間を設け、適度な距離感で共存してきました。しかし今、人間活動の多様化や地球環境の変化などによって、両者の距離が近づき過ぎ、さまざまな軋轢が生じてきています。そのため、適切な野生動物の保護管理対策が必要となってきました。

野生動物救護における新たな概念の誕生と浸透

「個」から「全体」へと変わる新しい概念

野生動物に対する認識の変化に加えて、近年では、「生物多様性」「保全生物学」「保全医学」「アニマルウェルフェア」といった新しい概念が登場しました。これらの概念は、野生動物の保全に関わる専門家の間では定着していましたが、近年では一般市民においても徐々に浸透しつつあるといえます。

新しい概念は、『One Health』の言葉に象徴されるように、すべてはつながっており、人を含めた地球上に生きる動植物全体の健康を守る必要があるというものです。これまでは、それぞれ「個」のいのちと健康を守ることに重点が置かれていましたが、これからは、地域ならびに地球全体における生物多様性の保全が求められています。

COLUMN アニマルウェルフェアの考え方と「5つの基本原則」

アニマルウェルフェアとは、もともと家畜の飼養管理における考え方から始まり、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義され、「幸福」や「良く生きる」という考え方に基づいています。現在では、家畜だけでなく、実験動物や動物園などでの展示動物、魚類などにも適用の対象が広がっています。

【アニマルウェルフェアの基本原則(5つの自由)】

- 飢えと渇きからの自由
- 恐怖や苦痛からの自由
- 不快からの自由
- 正常な行動を表現する自由
- 痛み、傷害、疾病からの自由

多様化・複雑化する野生動物救護の課題

野生動物救護に関する課題整理の必要性

野生動物救護が抱える課題は、時代とともに多様化・複雑化し、全体としての把握が困難になっています。このことが、正確な現状認識や包括的な課題解決のための対策づく

りを妨げる要因のひとつとなっています。包括的な課題解決に向けて、課題の整理は必要不可欠な作業といえます。

野生動物救護のシステムに関する課題

動物病院における施設や獣医師に対する経済的・労力的な負担	傷病野生動物飼育に関する市民ボランティア制度の整備	野生動物保護対策として考えた場合の費用対効果	野生動物由来の感染症に対するリスク管理
野生動物やその保護管理の知識を有する行政職員の不在	野生動物の保護収容や希少種の安楽殺に関する法制度の整備	違法飼育・輸入された個体の収容施設および保全生物学的な取扱い方針の整備	行政、獣医師(会)、民間団体、一般市民のあいだの連携と適切なリスクマネジメント

感染症および薬剤耐性菌の対策に関する課題

高病原性鳥インフルエンザなどの感染症に対応できる収容施設の拡充	薬剤耐性菌の拡散に厳しく留意した傷病野生動物への適切な治療・対応
感染症や薬剤耐性菌に関する適切なガイドラインやマニュアルの整備	傷病野生動物の医療やケアに従事する者への衛生管理教育の徹底

環境教育に関する課題

明確な目的を定めた効果的・長期的な環境教育プログラムの整備	個体救護の経験を生物多様性保全への理解につながる教育の仕組みの確立
適切で効果的な環境教育を実施するための人材の育成と教育方法の確立	放野できない個体を使用する際の問題の理解とガイドラインの整備

傷病個体からのデータ収集と活用に関する課題

データベースの一元化など、積極的なデータ収集や活用に向けた検討の必要性	データセンターやその機能、広域的・全国的にデータを共有・活用するシステムなどの整備	サンプリング方法や手技にばらつきのない、バイアス(偏り)の少ないデータ収集	種や保護された場所・理由といった基本データを超越する情報の収集
-------------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------

◎動物福祉に関わる課題など、その他の課題

無目的な終生飼養は野生動物本来の生活を奪うことになると考えられます。また、救護の現場では、動物福祉の観点から安楽殺処分が求められることも少なくないため、ガイドラインの整備が必要となります。このように、アニマル

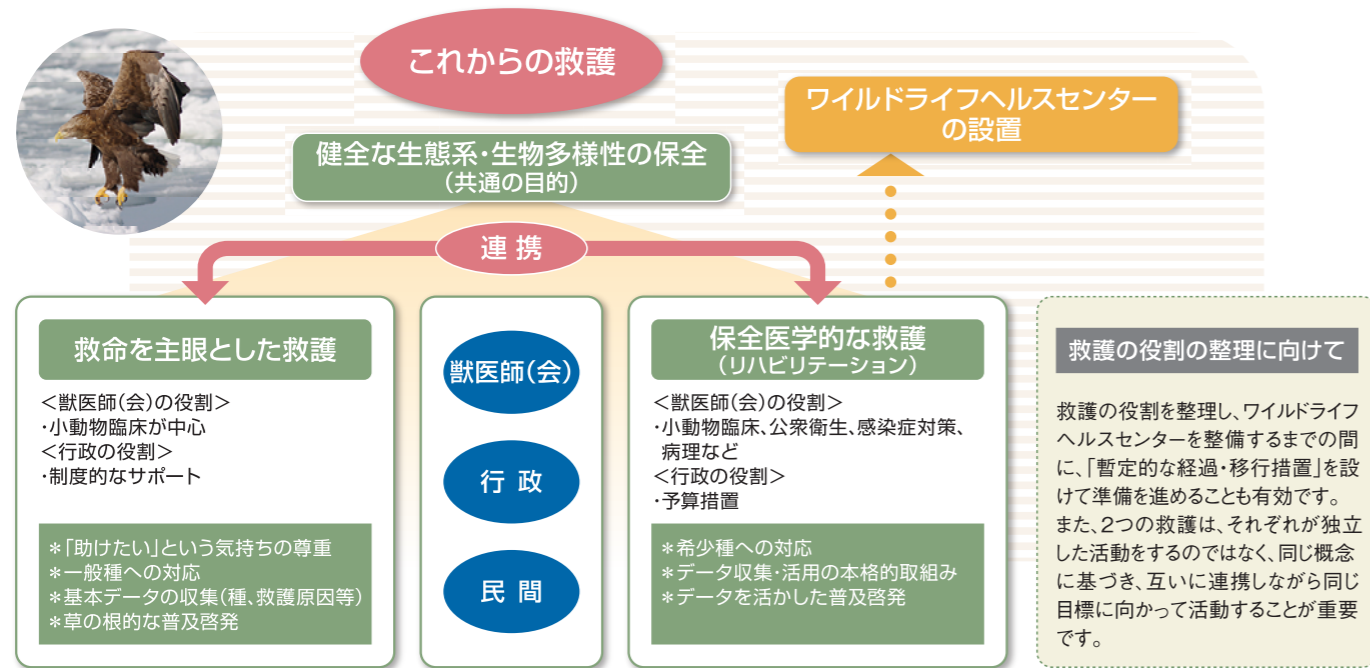
ウェルフェアの考え方に配慮した体制づくりが必要です。また、野生動物の観光的ペット化や、野生動物種に対する一般市民の飼育欲求の高まりへの対策、新しい概念に対する理解の徹底など、野生動物を取り巻く社会状況を踏まえた対策が必要です。

「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護」の役割の整理

野生動物救護の発展のために

野生動物救護の発展のために必要なシステムの見直し

社会状況の変化や新しい概念に対応した野生動物救護のシステムづくりが迫られているいま、保全医学的な観点からの救護システムの構築や、生物多様性保全を念頭に置いた市民への普及啓発、ワイルドライフヘルスセンター設置など、獣医師(会)・行政・民間がより緊密に連携した、グレードアップした救護が求められています。



2つの救護システムの共存と連携

救命を主眼とした救護

「助けたい」という市民の気持ちに寄り添ったこれまでの救護に保全医学的な視点を加えた救護です。このシステムで救護の対象となるのは「一般種」であり、人間活動が直接的な原因となって傷ついた野生動物を救う責任を負った活動です。民間が主体となって救護活動を行い、行政は制度的な面から活動をサポートします。市民に近い存在である開業獣医師には、新しい知識や概念を取り入れた普及啓発を担うことが期待されています。

このシステムでは、外来種の放野回避など、環境倫理への配慮や、アニマルウェルフェアへの配慮、感染症などのリスク管理、地域社会の理解を得るための活動、最低限のデータ収集、放野をゴールとしたトリアージの実施などが求められています。基本となる概念は、保全医学的な救護と同じですが、市民との距離がより近い活動といえます。

また、これまでの救護をバージョンアップさせるために、民間関連団体と地方獣医師会との新たな連携体制や、新たな資金調達システムの模索、行政による制度の整備などが重要です。

保全医学的な救護(リハビリテーション)

保全医学的な救護(リハビリテーション)とは、保全医学的な取り組みを積極的に行う救護の形態で、国の方針や野生動物の保全戦略の変化に対応して、救命・放野にこだわらずに傷病鳥獣対応をすることにより、生態系や生物多様性の健全性を保全することに貢献していく、これまでとは違った新しい救護の在り方です。

このシステムでは、地方獣医師会と行政の連携による活動が重要となり、具体的には、絶滅危惧種など、個体数のきわめて少ない種の救護を優先して行い、これまで実質化が困難であったデータ収集や分析を積極的に推進していきます。また、データに基づいた普及啓発(環境教育活動)も積極的に実践します。

将来的には、ワイルドライフヘルスセンターの設置を目標とし、野生動物の感染症サーベイランスなどを含めた、包括かつ効果的な保全医学的貢献を可能にすることが期待されています。また、開業獣医師などの臨床獣医師だけでなく、公衆衛生・家畜衛生分野の獣医師の参画など、獣医師全体で活動を支えることが必要です。

リハビリテーションの定義

リハビリテーションとは、「健全な生態系(人を含む)および生物多様性の保全への貢献」を主眼とする活動です。保全医学的アプローチおよびそれに付随する社会的アプローチであり、以下の2つの貢献を備えたものです。

- ①【積極的貢献】 健全な生態系および生物多様性の保全に「積極的に貢献する要素を含む」こと
- ②【消極的貢献】 健全な生態系および生物多様性の保全を「阻害する要素を含まない」こと

リハビリテーションに求められるもの(積極的貢献)

◎調査および研究の実施

積極的かつ系統的なデータ収集を行い、その分析や有効活用も念頭に置いたさまざまな調査・研究を地域や施設の特長および状況に応じて実施することが求められます。

◎2つのトリアージの実施

一頭体の救命が生物多様性保全に与える効果を高めるためには、限られた資金や人材を集中させる必要があります。「放野を目的としたトリアージ」と「生物多様性保全の観点からのトリアージ(対象種の選定)」の実施が求められます。

◎市民への普及啓発活動(環境教育など)の実施

野生動物や生態系に対して正しい認識を広めるためには、環境教育などの普及啓発活動を市民の理解を得ながら、ともに進めることが求められます。

リハビリテーションにおいては回避することが求められるもの(消極的貢献)

◎外来種(外国産亜種も含む)の救命および放野

外来生物法に定められた特定外来生物にかかわらず、外来種の放野は日本の在来種や生態系に悪影響を及ぼします。そのため、リハビリテーションにおいては、外来種の救命および放野は回避すべきです。

また、特定外来生物に指定されている種では、放野のみならず、飼育や運搬も法令で原則的に禁じられており、救命しても一般に飼育することができません。

◎有害鳥獣捕獲(駆除)対象種および個体数調整対象種の救命および放野

ニホンジカなど個体数調整の対象種は、農林水産業に被害を及ぼすだけでなく、植生の改変など、生態系にも被害が及んでいます。恒常的な農林水産業被害の発生や、放野後の人への危害など、社会に被害をもたらす種の救命・放野は、地域社会の理解が得られにくく、リハビリテーションの対象種にするべきではありません。

公的事業として駆除する一方で救命することは矛盾を生むことにもなります。また、健全な生態系や生物多様性の保全のために行われている個体数調整や被害管理、生息環境管理といった野生動物管理への理解の妨げにもなりません。

2つのトリアージ

放野をゴールとしたトリアージ

限られた資金や人材、施設を身体機能の十分な回復が見込まれる個体でできるだけ集中させ、救命の最終目標である放野を効果的に達成するための手法です。
また、できるだけ早い段階で放野が不可能な個体を選別して、その後の対応(安楽殺処分や研究への活用など)を決めることは、自然界に生息する野生動物にとって苦痛となる一時飼育の期間を最小限に抑えることができます。これは、動物福祉の観点からも必要な方策だといえます。

生物多様性保全の観点からのトリアージ

【救命対象種の選定】
個体の救命・放野が、野生個体群や種の存続につながる可能性の高い「希少種」を優先(あるいは限定)して対応し、生物多様性や生態系の健全性保全に貢献するための手法で、国の方針に沿った行政対応でもあります。
ここでの「選定」は、希少種しか個体救命を認めないというのではなく、少なくとも行政事業においては、できるだけ効率も公益性も高く、また、保全医学的にも有効な活動にするための「選定」であり、優先順位づけという考え方です。
行政がリハビリテーションにおいて希少種への対応を優先(あるいは限定)することは、予算削減のためであってはならず、一般種への対応を放棄するというでもありません。対応を希少種に集中させることで、データの収集・活用が強化されて保全効果が高まる一方、一般種にも十分恩恵をもたらす取組みを行うことで、「野生動物の保全」という大きな枠組みの中での責務を効果的に果たすことにつながります。

“トリアージ”とは
トリアージとは、フランス語の「選別」を語源とした言葉です。限られた資材や人材などを有効に活用して最大限の効果を得ることを目的とし、優先順位をつけて活動することを意味しています。大規模災害発生時の医療活動において適用される方法として知られていますが、野生動物救護においてもトリアージの導入が求められています。

地域における拠点としてのワイルドライフヘルスセンター整備の必要性

より効果的な救護の発展と保全医学的貢献のために

救護関係者間の連携の重要性

救護のシステムを「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護」の2つの流れに整理することは、救護をより効果的な活動へと発展させるために重要です。また、両者の連携が不可欠です。

この2つの流れが互いに助け合い、発展することで、初めて救護活動全体としての発展が可能になります。

救護システムの一元化を見据えた活動

各地域におけるリハビリテーションの具体的な活動内容を決定する際には、複雑多岐にわたる対策を一元的に司るワイルドライフヘルスセンターを設置することが、より効果的な保全医学的な貢献につながります。

感染症のサーベイランスなどを含む積極的なデータ収集と活用、地域特性を活かした研究・調査活動などの拠点の整備が必要です。

保全医学の概念に基づいた野生動物対策の支柱的機関の必要性

ワイルドライフヘルスセンター(WHC)とは

さまざまな野生動物対策を包括的に、生態系の健全性や生物多様性の維持・改善に貢献する野生動物対策の支柱的機関であり、地域拠点となるセンターおよびそれらを統括する中央センターです。

傷病野生動物(死体も含む)を含めた自然界に生息する野生動物全体(個体および個体群とその集合体)を対象とし、その健全性に関する情報収集や研究調査、課題への対応策の検討などを受動的・能動的に実施します。そして、人を含めた生態系で起こるさまざまな異常を早期発見あるいは、根本原因の追究といった役割を担います。



ワイルドライフヘルスセンターに期待される役割

◎救護活動の発展と統括

ワイルドライフヘルスセンターの設置は、個体救命に限定されがちな現状から、「生態系の健全性への対応」へと守備範囲を広げることにつながります。

救護活動、特にリハビリテーション活動をワイルドライフヘルスセンターの統括のもとで行うシステムが確立できれば、「生態系全体の感染症対策」や「野生動物の傷病個体や死体についての一括対応」などが可能になります。

また、各地域のリハビリテーションセンターを統括する上位機関として、救護から得られるデータの集約や解析を行い、保全医学的な貢献へとつなげる役割も期待されます。

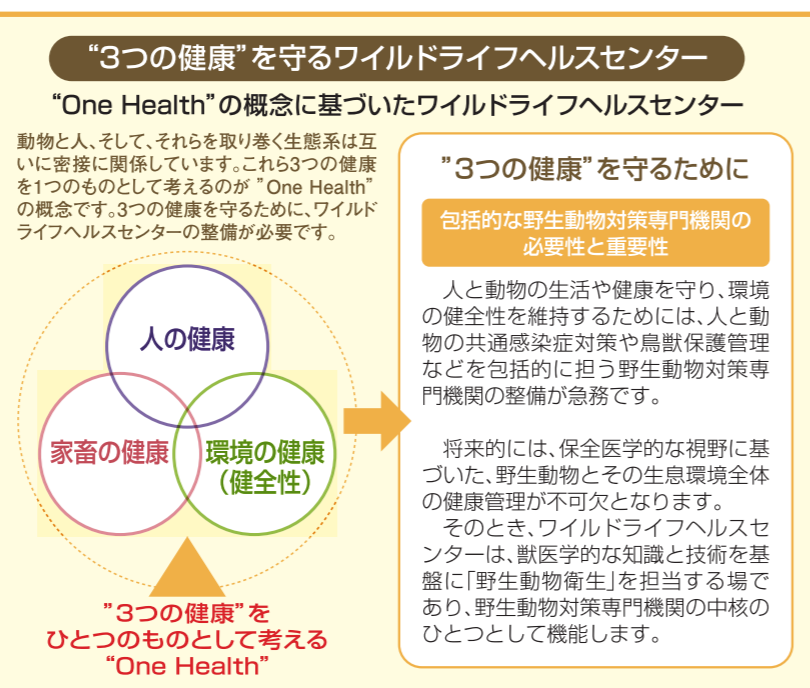
将来的には救護だけに留まらず、総合的な野生動物への対応を、保全医学的な枠組みで実施することが望まれます。

◎感染症対応の統括と強化

現在、総合的な野生動物対策の中で野生動物衛生を一元的に扱う公的機関は存在しません。野生動物疾病および衛生管理に関わる調査研究の統括機関の設置が必要です。

ワイルドライフヘルスセンターが野生動物に関わる感染症サーベイランスを統括できれば、現在、関連行政機関で必要に応じて個別に行っているサンプリングや調査を包括的かつ効率的に実施でき、その情報を早期に関係機関で共有することができます。

さらに、ワイルドライフヘルスセンターは、狂犬病などの人と動物の共通感染症をはじめとする野生動物における感染症の早期発見や、早期警報システムの構築による国際的防疫体制の強化といった、近年の世界的な動きへの対応にも大きな役割を果たすことができます。



◎非感染性疾患のモニタリングと対応の統括

鉛中毒やフェンチオン中毒などの非感染性疾患のリスクのモニタリングにおいても、ワイルドライフヘルスセンターが中心的な役割を果たし、統括的な対応を行うことが期待されます。

ワイルドライフヘルスセンターを中心とすることで、救護データに大きく依存することなく、非感染性リスクに対して計画的かつ適切なモニタリングを実施することが可能になります。

◎データセンターとしての機能

感染症のサーベイランスで収集されたデータを蓄積・管理・解析して利用しやすい形態にまとめて公開する、データセンターとしての役割も期待されます。そのためには、「情報のインプット」、「統合と解析」、「アウトプット」に関わるシステム構築が不可欠です。これが達成できれば、収集された情報は、効率的に必要な関係者間で共有され、幅広く有効活用できます。また、人材育成や、蓄積されたデータに基づく市民への普及啓発も期待されます。

ワイルドライフヘルスセンターの設置に向けて

ワイルドライフヘルスセンター設置に向けて求められること

国の基本指針や保全戦略の見直しに基づいて、救護対象種の選定および選定の検討を開始している自治体もあります。ワイルドライフヘルスセンターが設置できれば、これらの検討を支える中心的機関として機能します。

ワイルドライフヘルスセンターの早期設置に向け、まずは、PDCA方式(計画・実施・検証・改善)によって、可能なことから順次着手していくことが必要です。

そのためには、関係者間の連携・協力は不可欠であり、さらに、十分な対話や情報交換による既存のつながりの強化と新しいつながりの構築が必要です。

既存の施設や連携を活用したシステムの先行稼働の必要性

現状では、ワイルドライフヘルスセンターの早期設立は困難かもしれませんが、各地域(各自治体、広域連合など)において、大学、動物園、研究機関などの既存施設や各種団体とのネットワークを構築し、まずはシステムとしてスタートできる可能性は十分あります。特に、感染症に対しては、機能的な対応システムの確立が急がれており、ワイルドライフヘルスセンター的機能の先行稼働は、その点でも意義のあることだといえます。

各地域が先行してシステムを構築・実行・検証することが、目標達成への近道となります。

ワイルドライフヘルスセンター設置への足がかりとなるリハビリテーションセンター

ワイルドライフヘルスセンター設立の前段階として、保全医学的視点を備え、収容される傷病野生動物(死体を含む)を対象とし、主に受動的な活動を行うリハビリテーションセンターの設置が有効だといえます。ここでは、救命・放野に加えて、データ収集にも積極的に取り組み、可能な範囲での研究活動や市民への普及活動も実施します。

COLUMN 欧米のワイルドライフヘルスセンター

スペイン、スウェーデン、アメリカ、カナダなど、欧米主要国では、国や地域の特性に応じて、さまざまなスタイルのワイルドライフヘルスセンターがすでに稼働しており、多岐にわたる実績をあげています。

欧米の場合、既存施設の利用や、政府系組織と民間団体などが連携してその「機能」を生み出しているところも多く、大学内や大学に隣接・近接して設置され、大学との施設の共用や共同運営のスタイルをとっている場合も少なくありません。

これからの救護の発展に向けて各関係者の果たすべき役割

獣医師の役割

獣医療の専門職として、傷病個体の診断・治療のほか、機能回復訓練や飼育管理に携わったり、アドバイザーとしてサポートします。さらに、救護の現場における衛生管理を含む感染症対策の監督者として、適切な対策マニュアルの策定と確実な実施の促進が求められます。また、保全医学的概念に基づいて、感染症、公衆衛生など、臨床以外における専門家としての役割や、市民への環境教育、時代に対応した救護の在り方の普及啓発も求められます。

市民の役割

生態系や生物多様性保全の意義を正しく理解し、積極的に市民ボランティアとしてこれからの救護活動に関わっていくことが望まれます。獣医師の指導のもと、傷病鳥獣救護の補助や飼育施設における給餌や衛生管理といった一般飼育管理、機能回復訓練のサポートなどを担います。また、データ収集やその記録作成のサポートや環境教育活動への参加も望まれます。

民間団体(NPO)の役割

民間団体(NPO)は、活動の制限が少なく、地域の事情や特性に対応した活動が容易で、草の根的な活動が行いやすいといえます。この特性を活かし、行政の手の届かないところをサポートし、さらに、得意とする分野では行政をリードすることが期待されます。行政では行うことが難しい一般種の救命・放野や、市民とのつながりを大切にした環境教育のほか、地方獣医師会との連携や協働も望まれます。

行政の役割

地域の救護システムの統括と管理(許認可を含む)を行い、民間の活動を制度的にサポートするのは行政にしか果たせない役割です。施設の設置・運営、感染症対策に基づく傷病鳥獣の運搬支援など、救護活動の中心的な役割が求められます。また、的確な市民対応のためにも、野生動物の専門知識をもった専門官の配置が必要です。

資料 救護に関わる Q&A

リハビリテーション(救護)の考え方と将来展望に関する質問に対してQ&Aの形で示しました。行政対応の場で、あるいは野生動物対策に取り組む現場で活用されることを期待しています。

本Q&Aはあくまでも一つの例であって、すべての状況に対応できるものではありません。説明に必要な具体例や、対応のキーワードとなり得る表現などもできるだけ含むように工夫しました。地方獣医師会や各自治体で利用する場合は、基本的考え方は共有しながらも、それぞれの状況に応じた回答集や市民向けパンフレットなどを作成することが望めます。



Q1

落ちていた鳥のヒナをみつけたのですが、どうすればよいでしょうか？
鳥のヒナを拾ったのですが、どうすればよいでしょうか？(誤認保護に対応して)



A1

親鳥とはぐれたように見えるヒナでも、多くの場合、近くに親がいて見守っています。また、巣から落ちたように見えるヒナでも、すでに巣立っている場合もかなりあります。それは、尾や翼の羽が伸びきらないうちに巣立つことが普通だからです。もし、このようなヒナを拾えば、逆に親から引き離してしまうこととなります。拾わずに、そのまま立ち去ってください。もし、持ち帰ってしまったら、もとの場所に返してあげてください。鳥は嗅覚が発達していないので、人の臭いで親が戻ってこないということはありません。

発見場所が歩道の真ん中などでヒナの安全が心配なときは、カラスやネコ、人の目に触れにくい場所に移動させてください。たとえば、近くの木の上

乗せる、草むらの中に置く、などです。もし、様子を見守りたいなら、十分に離れたところからにしましょう。近くに人がいると、親が警戒して近寄ることができません。鳥のヒナは、その親が一番上手に育てることができず、親に任せられた方が、健康に生き残る可能性は高くなります。

それでもヒナが天敵(捕食者)に襲われることを心配するかもしれませんが、他の動物の餌となりやすいそのようなヒナがいることも、自然では必要です。強そうに見える天敵(捕食者)も、大人の元気な動物を狙うことは大変で、怪我をしたり、小さくて弱かったりするものを先に狙います。このような自然の仕組みに大きく手を出さず、そっと見守ってもらえればと思います。



Q2

行政の傷病鳥獣救護の受け入れ対象種が限定された(される)と聞きましたが、なぜですか？
すべての傷病鳥獣を、助けてはもらえないのでしょうか？



A2

行政が受け入れ対象種を限定した(する)のは、市民の「傷ついた動物を助けてほしい」という気持ちを否定しているからではありません。よりよい方法で、野生動物を守ろうという考えからです。

(以降、行政の立場あるいは救護・リハビリテーション)

◎行政の立場として回答する場合

行政はこの限定について、限られた予算内で、野生動物全体や生態系を効果的に守るためのものだと考えています。これは、効果的な野生動物保全のために効率的な救護を行うように求めている、国の方針に従っているものです。1頭1羽ずつをすべて、「個別

に当たる現場の立場ごとの回答例。対象種の選定への制度移行については、回答者が行政側、現場側の如何にかかわらず、上記の両者の視点からの回答を行うことが重要と思われる)

に助ける」という今までの形では、「野生動物全体」を効果的に守ることは困難です。これは、すべての傷病鳥獣を行政が助けるという制度が、公益性と効率性が求められる税金の使い方にはそぐわないということでもあります。

さらに、救護されている動物には、農林水産業に被害を及ぼすために駆除されていたり、狩猟の対象であったりする種も含まれています。

そこで、1頭1羽がその種の生き残りに重要となる希少種などを優先して、傷ついた鳥獣を税金を使って助けることにしました。その代わりに、野生動物の事故や感染症の予防も含めて、野生動物全体やその生息

◎おもに救護・リハビリテーションに当たる現場の立場として回答する場合

しかし、救護・リハビリテーションの現場にいる人たちや傷病鳥獣をみつけた市民の側に立つと、「どんな命も助けてあげたい」という要望は出てくると思われま。行政が対象種を限定したからといって、「それ以外の種を助けてはいけない」ということではありません。先のような理由で、「行政では行わなくなりました(なります)」ということです。そこでその部分は、「税金に頼らずに民間が行う」という考え方で、民間団体や市民、獣医師・獣医師会、また、行政も制度的なサポートなどで協力し、みんなで新しいシステムを立ち上げることが一つの解決策と思われる。市民に対しても、「助けてほしい」と願う人には、資金援助などでの協力をお願いすることになるでしよ

環境を守ることに重点を置いた事業など、長期的かつ広域的な取り組みを進めたいと考えています。行政の仕事としては、怪我や病気の鳥や動物をそれぞれ助けることを優先するよりは、「大きな傘」をつくって、その下にいる野生動物全体を生息環境ごと守ってほしいという考えなのです。(関連して生物多様性に触れる必要がある場合は、後述Q&A:8を参照)

う。また、民間で行うといっても、行政にも大きな役割や責任があります。捕獲や飼育に関する許可の管理および運用改善、新制度の市民への浸透および説明責任などです。今まで行政は、傷病鳥獣対策に関して、必ずしも十分な説明責任を果たしてきたとはいえ、また、現場の開業獣医師などに相当の負担をかけている場合もあります。今後は行政にも責任をしっかりと果たしてもらわなければなりません。そのためにも積極的に、獣医師・獣医師会、民間から行政に対して、新しいシステムをつくるための確かな論理的な要求を行っていくことが大切だと考えています。(外来種や個体数調整の対象種、狩猟対象種(狩猟鳥獣)の除外については、Q&A:3に記載)



Q3

アライグマは救護してもらえないのでしょうか？(外来種について)
怪我をしたシカをみつけましたが、救護してもらえますか？カラスはどうでしょうか？
(個体数調整の対象種、狩猟鳥獣について)



A3

◎外来種について

アライグマなどの外来種は本来、日本固有の生態系には存在しない生き物です。日本の自然に持ち込まれた外来種は、天敵がいなために急速に増殖して生態系のバランスを崩したり、また、希少な野生動物を襲ったり、農林水産業に大きな被害を及ぼしたりと、さまざまな問題を引き起こしています。そのような外来種を助けて自然界にふたたび放すことは、自然界の生物のつながりを崩し、われわれの大切な財産である日本の自然を傷つけてしまいます。

国も外来種の及ぼす影響を重くみており、外来種に関する法律(特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律、いわゆる「外来生物法」)がつくられています。この法律では、特に影響の大き

い外来種を「特定外来生物」に指定し、その飼育や野外へ放つことなどを禁じています。アライグマは特定外来生物であり、飼育も野外に放つことも原則的に法律違反です。

なお、日本の自然に定着しているアライグマは、もともとペットとして持ち込まれたものが、逃げ出したり捨てられたりしたものです。外来種の安易なペット飼育などのわれわれの行動が、このような問題につながる可能性があることを認識していただくきっかけになれば、と思います。(外来種問題の普及啓発のよい機会でもあるので、このように簡単に触れておくとういと思われる)

◎個体数調整の対象種について

シカやイノシシなどは、増えすぎて農林水産業に被害を及ぼしたり自然環境を破壊したりしているため、各地で被害軽減のために捕殺して数を調整しています。税金を投入して数を減らす努力をしている一方で、救命して放すというのは矛盾することであり、相反する目的のどちらにも税金が投入されることになるため救護していません。また、被害を出している動物を助けて放すということは、地域住民の理解が得にくいものでもあります。

なお、単に殺して数を減らせばよいという考えで数の調整が行われているのではありません。適正な数に減らすことで自然全体の健康なバランスを取り戻す応急処置のようなものであり、最終的には、人間

だけでなく、長い目でみれば数の調整対象となっている種にも、自然全体にも利益になることを目指しているものです。そのため、数を減らすことと並行して、本来の自然環境の回復などにも取り組み、人と野生動物がうまく共存していけるような努力が、今後はよりいっそう求められてくると考えています。

●個体数の増加によって、植生の枯死など生息環境を破壊して生態系全体へ顕著な影響を与えているケースもある(シカ、カワウなど)。また、そのことが自身の生息環境を破壊し、個体数の急激な減少につながるケースもある。

◎狩猟対象種(狩猟鳥獣)について

野生動物は資源としても活用されています。狩猟がその一つで、シカやイノシシなど食肉とするために捕まえることが許されています。食べるために捕まえる動物に対して、助けて放すという行為はそぐわないと考えています。また、狩猟の対象になっている鳥獣には、増えすぎて農林水産業へ被害を与えているため、数を減らすために捕獲されている種もあります。これらの理由から、狩猟鳥獣は行政の行う救護の対象から外すことにしています。ただし、…(鳥獣名)については、全国的には狩猟鳥獣に指定されて

いますが、本自治体(各都道府県名)では地域的に減少しており、狩猟対象から除外されているため、救護の対象に含めていません。

●狩猟鳥獣の指定がある種でも、地域によっては減少が懸念される種があるなどするため、どの狩猟種を救護対象から外すかについては、自治体の事情によって相違があるものと考えています。狩猟鳥獣については、実際、都道府県によっては捕獲が禁止あるいは捕獲数が制限されている種もある。



Q4

怪我をした野生動物が自然に帰るまで、ボランティアとして自宅で世話をしやりたいのですが。(里親制度などの、市民による傷病個体の自宅飼育ボランティア制度を廃止した、あるいは制限を設けた場合など)



A4

行政は、ボランティアとして自宅で傷ついた野生動物の世話をしてもらうことを、今まで市民にお願いしてきました。しかし、ボランティア制度ができてからさまざまな状況の変化があり、今のままで制度を続けることは勧められない状態になっています。一つは、野生動物がもつ感染症の心配が、広く認識されるようになったことです。市民が自宅で野生動物を飼育していて、万が一、その動物が重大な感染症であった場合に、素早い対応が取れないことが心配されています。人にもうつる病気の場合は、周りの人たちを危険にさらすことになり、また、ペットや家畜にうつって大きな社会的被害を生む可能性もあります。

も頻繁に紹介されるようになった現状とも関係していると思われます。このような状況下で、日本の自然の中で暮らす野生動物と、エキゾチックアニマルとがどうしても混同されがちなのです。さらに、ごく一部ではありますが、善意の飼育ボランティアを装って、タカなどの野生動物を違法に自宅で飼育するケースも報告され、実際に逮捕者も出ています。しかし、このような不純な飼育動機をもつ市民を、ボランティア登録の際に判別することはきわめて困難な状況です。

また、市民が自宅で傷病鳥獣を身近に置くことで、ペットのように感じてしまう状況が起きています。さらに、飼育者の周辺に「私も野生動物を飼育したい」という気持ちを引き起こしてしまう場合もあります。これは、エキゾチックアニマルとよばれる珍しい動物が、ペットとして一般にも広まり、メディアで

このような理由から、一般市民が自宅で傷ついた野生動物を世話することは勧められないと考えています。しかし現状では、どうしても市民自宅での一時的な飼育などが避けられないこともあります。その場合は、先に説明したさまざまな問題ができるだけ起きないように、基準を細かく定めて、それをクリアできる場合にのみ飼育してもらうなどの方法を考えています(そのようなシステムがあるなら、その説明を行う)。



Q5

怪我が治らなくて自然界に放せない野生動物を、死ぬまで自宅で面倒をみてやりたいのですが。(終生飼育について)



A5

最期まで面倒をみてやりたいという気持ちはよくわかりますが、もともと自然界にいる野生動物にとって、人とずっと一緒に暮らすことは決して幸せなこととは限りません。犬や猫などのペットと異なって、人と一緒に生活して可愛がられることに喜びを感じるのではなく、多くの場合、人に飼育されることそのものが基本的にはストレスです。人に飼育されることで、しなくてもよい辛い思いをすることもあります。

が、彼らの暮らしです。「かわいそうだから」と飼いつづければ、そのような野生動物らしい生活ができないまま、ずっと人と暮らし続けることになってしまいます。そのため、研究などの明確な目的がある場合以外は、市民の自宅や公の施設で、放せない野生動物を死ぬまでただ飼育し続けることは好ましくないと考えています。

●コンラート・ローレンツ「ソロモンの指輪」からの引用: 「人が適切に世話をできない神経質な動物は(生きているのではなく)“ゆっくり死んで行っている”」を例に出すなどして、野生動物が飼育下に置かれることは「野生動物として真に生きていていいのではない」ことをご理解いただくことが大切です。

また、野生動物は、自然界の生き物の「食べる・食べられる」つながりの中で、厳しいながらもたくましく生きているのが本来の姿です。広い自然の中で走ったり飛んだり、自由に餌を探したり、子どもを育てたりして、それらができなくなれば死を迎えるの



Q6

怪我をした野生動物を死ぬまで飼ってあげられないなら、どうなるのですか？(Q&A:5に加え、放野できない個体への安楽殺処分を含めた対応について説明する必要があるとき)



A6

野生動物については、まだまだわからないことがたくさんあります。野生動物について多くの情報を得ることは、野生動物を守るためには欠かせません。怪我や病気で収容された野生動物は貴重な情報源なので、野生復帰できない動物もできるだけ飼育下での研究などで活用することが、自然を守ることにつながると考えています。しかし、十分に活用されているとはいえない状態です。活用のためのシステムづくりが必要ですが、その取組みもまだこれからです。

Q&A:5)、目的なしにただ飼いつづけることは、人がよかれと思って野生動物には苦痛であることも多く、好ましくないと考えています。そこで、各自治体で設けたマニュアルに従って、複数の専門家の判断の下、安楽殺処分することが人道的であり、野生動物のためにも最善の選択だと考えています。安楽殺処分してしまうのは、かわいそうと思われるかもしれませんが、不必要な苦痛を長引かせないだけでなく、自然界でたくましく自由に生きる野生動物の本来の姿に敬意を払った処置でもあることを、理解していただければと思います。

そのため、できるだけ飼育して活用するようにと考えてはいても、活用に至らない場合がたくさんあります。その場合は、先に説明した理由から(上記



Q7

傷ついた鳥獣や死体を含め、野生動物にはむやみに触らない方がよいのですか？野生動物はさまざまな病気をもっていると聞くので、人の周辺から排除した方がよいのですか？野生動物の死体に触ってしまいましたが、どうすればよいのでしょうか？



A7

野生動物やその死体、フンなどの排泄物にむやみに触れない方がよいというのは事実です。確かに野生動物はさまざまな病原体をもっており、その中には未知のものもあります。しかし、過度に恐れて排除することも誤りです。すべての野生動物がリスクの高い病原体をもっているわけではなく、また、人が野生動物と適切な距離を保つことで、多くのリスクは回避できます。

れた衣服や靴なども洗ってください。<以下、必要に応じて情報提供>なお、野生動物を含めた動物からうつる病気については、厚生労働省が「動物由来感染症(ズーノーシス)ハンドブック2016」を作成して注意を呼びかけていますので、参考にしてください(厚生労働省のホームページ参照)。必要以上に神経質になることはありませんが、野生動物から病気がうつった例もいろいろと報告されていますので、日頃から気をつけるのはよいことです。

まずは野生動物にむやみに近づかない、触らないこと、フンなどを不用意に踏まないことを心がけ、もし、触れてしまったら石鹸でしっかり手を洗って、汚



Q8

生物多様性とは何ですか？ われわれの日常生活とどのような関係があるのですか？近年、なぜ、生物多様性を守ることが求められているのですか？また、救護とはどのような関係があるのですか？



A8

生物多様性とは、多種多様な生物がつながり合って生み出される自然全体(生態系)の豊かさを表すものです。この「つながりの豊かさ」は、生態系の健康状態のバロメーターでもあり、われわれ人間は健全な生態系から多くの恩恵を受けています。たとえば、われわれの生存に欠かせない酸素を作り出し、豊かな農産物・水産物をもたらす、風水害などを軽減し、また、生物そのものが人の心を豊かにしてくれるといった具合です。このように、生物多様性はわれわれの生活を根底から支える「ネット(網)」のようなものです。そして、生き物のつながりが豊かであるほど、また地域の特性に合わせて出来上がったつながりであるほど、その「ネット」は強いのです。ところが近年、人間活動の急速な増大などにより、その「ネット」が危機にさらされています。

「ネット」の危機、つまり生物多様性の危機は、われわれの生活基盤の危機でもあります。そのため国は生物多様性国家戦略を策定してその保全に取り組んでおり、各自治体でも独自の生物多様性地域戦略を策定済みあるいは策定準備中のところが多々みられます。ですから、野生動物の命を助ける活動も、1頭1羽に意識を集中しすぎるのではなく、生物多様性というネット全体を守ることにつながるように考えて行わなければなりません。その取組み方は、国の方針でも示されており、それに向けての新しいシステムづくりが、今求められています。